

～AIJ 問題の余波～

【本号の内容】

1. はじめに
2. 厚生年金基金制度改革の骨子
 - (1) 厚生年金基金の廃止
 - (2) 連帯債務問題の見直し
 - (3) 債務額計算方法見直し
3. まとめ

株式会社デューデリジェンス (DCo) は GCA サヴィアングループの一員として、M&A・事業再生に関する高い専門的知識と豊富な経験を有しており、高品質かつ広範囲のデューデリジェンス・サービスを提供するとともに、企業価値評価、会計・税務に関するストラクチャリング・アドバイス、ポストディールサポートまで幅広いサービスを提供致します。

詳しくは、www.dcock.comにて紹介しています。

1. はじめに

厚生労働省は 2012 年 9 月 28 日、AIJ 問題を契機として発足した「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する特別対策本部」の第 7 回会合を開催し、厚生年金基金は他の企業年金制度への移行を促進しつつ、一定の経過期間をおいて廃止する方向性を決定しました。また、10 月 28 日に「廃止までに 10 年程度の経過期間をおくこと」及び「厚生年金本体による積立不足の穴埋め」といった、より踏み込んだ内容の報道も発表されています。

ところが、当事者である基金側から「健全な基金もあるのに、なぜ一律廃止なのか」などの反発が噴出、また自党内でも現行制度を維持した見直し案が検討されていることもあり、翌日には廃止方針を見直す方向で検討に入ったといった報道もされるなど、政局も絡んで厚生年金基金の今後のあり方については混迷している状況です。このような情勢を受けて、改革案は、「原則廃止」の方針は堅持しつつも、十分な資産を持つ健全な基金は、例外として存続を認める現実路線に軌道修正が行われる見込みです。

今後、厚生労働省は 11 月 2 日に開かれる社会保障審議会年金部会の専門委員会に改革案を示して詳細を議論し、専門委員会が年内にまとめる意見を踏まえて、来年の通常国会への関連法案を提出する予定です。本稿では 9 月 28 日に厚生労働省より示された基本方針の概要について解説し、本年 5 月号で解説した内容に加えて、M&A における総合型厚生年金基金の取扱いに関する留意点について解説します。

2. 厚生年金基金制度改革の骨子

去る 9 月 28 日に「厚生年金基金等の資産運用・税制運営に関する特別対策本部（以下「特別対策本部」）」により示された基本方針は以下のとおりです。

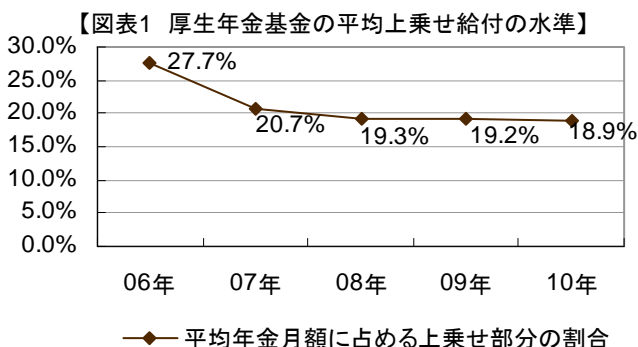
厚生労働省「特別対策本部」決定事項（平成 24 年 9 月 28 日）

#	内容
1	厚生年金基金制度の廃止
2	連帯債務問題や債務額の計算方法の見直し
3	持続可能で中小企業が加入しやすい企業年金の構築
4	本年 10 月中に厚生年金基金制度改革試案の策定
5	次期通常国会に厚生年金基金制度改革のための法案提出

厚生年金基金廃止に伴い他の企業年金に移行できる厚生年金基金は殆どなく、大部分は解散すると想定される。

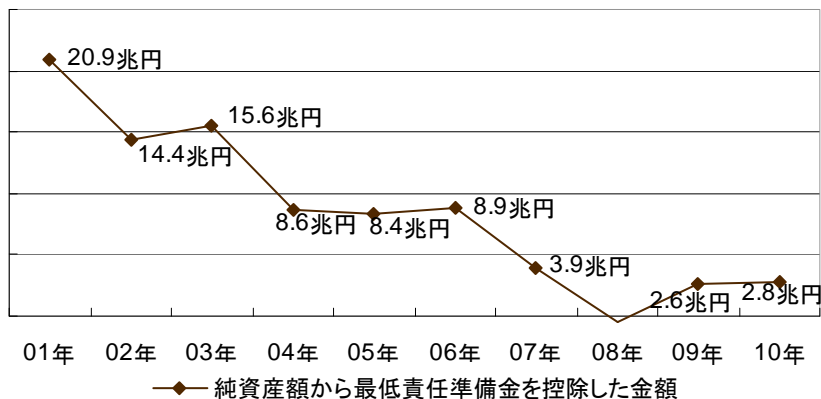
2-(1)厚生年金基金の廃止

特別対策本部の決定事項及び10月28日の報道によると、厚生年金基金は他の企業年金制度への移行を促進しつつ、10年程度の経過期間を経て廃止するとされています。他の企業年金制度への移行については、所謂代行返上による確定給付企業年金や確定拠出年金への移行が想定されていると思われますが、代行部分を国に返還した後の年金資産の規模は全体の20%程度(図表1を参照)であると考えられるため、そもそも、代行返上後に年金制度を維持することは困難であり、相当数の厚生年金基金は解散を選択せざるを得なくなると想定されます。

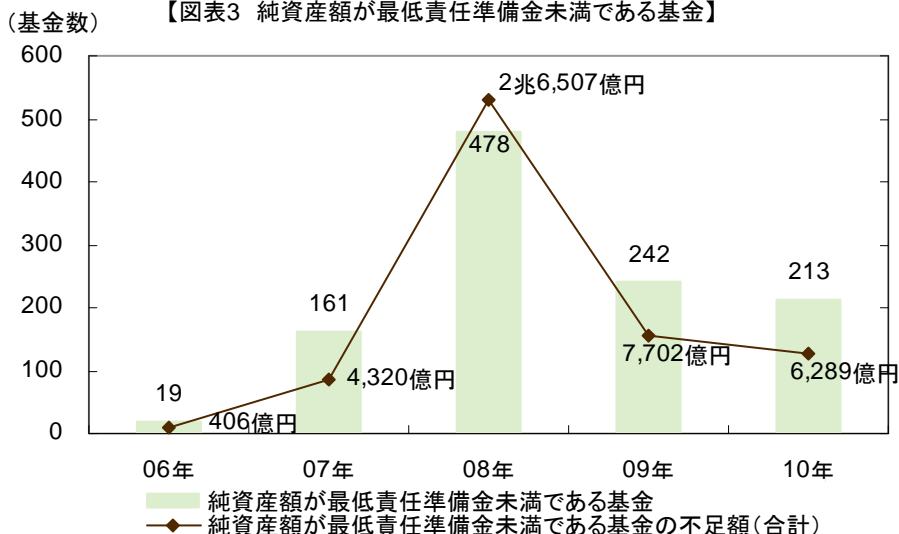


もう少し具体的に見ますと、代行返上後に残る上乗せ部分に相当する年金資産は2011年3月末時点で2.8兆円と推定されます(図表2を参照)。また、2011年3月末時点の厚生年金基金数は595ですから、1基金あたりの金額はわずか47億円程度にしかありません。基金の運営には事務局の維持コスト等も必要であるため、この水準で厚生年金基金を維持していく事は相当に困難と思われます。なお、実際には国の厚生年金の年金給付に必要な積立金を確保出来ていない「代行割れ」を起こしている基金も213あり(図表3を参照)、それを除いた382基金の平均額でも55億円程度であり、相当程度健全な基金であっても、他の企業年金に移行できる厚生年金基金は殆どないと考えてよいのではないのでしょうか。

【図表2 純資産額から最低責任準備金を控除した金額】



【図表3 純資産額が最低責任準備金未満である基金】



連帯債務問題の解消により、解散手続き中の追加負担の発生が回避される。

2-(2) 連帯債務問題の見直し

連帯債務の問題は厚生年金基金の中でも特に総合型と呼ばれる厚生年金基金(以下、「総合型基金」)特有の問題です。総合型は同業種団体や地域の工業団地等の組織団体を中心に、複数の企業が共同で設立するもので、現在、存続している厚生年金基金の80%超がこのタイプの基金です。したがって、厚生年金基金の問題は総合型基金の問題と言っても過言ではありません(以下もこの前提で解説します)。

総合型基金の特徴は相互扶助を前提に構築されている点にあります。つまり、基金を共同で設立している加入企業は年金給付に関して連帯責任を負っており、自社のOBだけでなく、場合によっては、他社のOBの年金給付に関する支給義務を負担することも生じる事になります(詳細は「本年5月号」をご参照ください)。これが、連帯債務問題です。

今回の基本方針ではこの連帯責任の問題を解消するための措置が取られることが盛り込まれていますが、一点注意が必要です。すなわち、今回の改正により連帯責任が解消されるのは、解散のプロセスにある基金のみが対象になるという点です。具体的には、現在、代行割れ基金が解散する場合、積立不足額を最長15年で分割納付する事が認められています。この制度を利用して分割納付を行っている期間中に分割納付を行っている事業所が倒産し支払い不能に陥った場合、その負担は他の分割納付事業所のみならず、既に一括納付を行った事業所にも課される仕組みになっています。今回の改正により、この点は解消される、つまり解散認可を得た時点で各事業所の負担額は確定となり、その後、事業所の倒産があったとしても、残った事業所の負担が増加することはありません。

しかしながら、継続を前提に運営されている厚生年金基金の連帯責任の仕組みは年金支給に関する権利義務を法的に分離して管理できない以上、従前と同様にリスクとして存在することになります。

2-(3)債務額計算方法見直し

もうひとつ、今回の改正の中で注目されるのが、債務額の計算方法の見直しです。これは、厚生年金基金が解散や代行返上を行う場合に、代行部分相当額として国に返還する金額の計算方法を見直して、つまり、返還額を小さくしてあげて基金に加入している事業所の負担を緩和し、解散や代行返上を促すという主旨の改正です。

3.まとめ

特別対策本部が提示した基本方針に沿った改革が実行された場合、厚生年金基金解散のハードルはかなり引き下げられると考えられます。

しかしながら、解散により隠れ債務が顕在化し、加入事業所の資金負担が増加することも事実であり、かつ、加入事業所の資金負担能力も様々であることから、やはり、総合型基金の解散には相当の困難が伴うと考えられます。

また、基本方針そのものに関しても、そもそも「特定の厚生年金基金の積立不足の負担を公費で行う事の是非」、あるいは、「上乗せ給付のために加入事業所が負担してきた掛金の相当部分を運用損失により消失してしまった責任の所在」等、実行のために解決すべき課題はまだ多く残っており、基本方針に沿った改革案がすんなり法令化するまでには紆余曲折があると思われれます。

さて、最後に前述した制度改革が実現した場合の M&A における留意点について解説します。

従来、既に解散プロセスに入った総合型基金に加入している対象会社の追加負担額は無尽蔵に拡大するリスク(最悪のリスクは基金全体の債務全額)を孕んでいました。

しかしながら、解散プロセスにおける連帯責任の解消により、追加負担のリスクはなくなるため、解散プロセス中の基金に加入していることがディールブレイカーになることはなくなると考えられます。ただし、一定期間継続を前提とした場合の代行リスクについては幾分小さくなるとはいえ継続していること、また連帯責任のリスクについても同様であることから、対象会社が厚生年金基金に加入している場合は事前に十分な調査が必要であると考えられます。

お問い合わせ先:

株式会社デューデリジェンス

山本圭一 ヴァイスプレジデント 03(6212)1871 kyamamoto@dcokk.com